

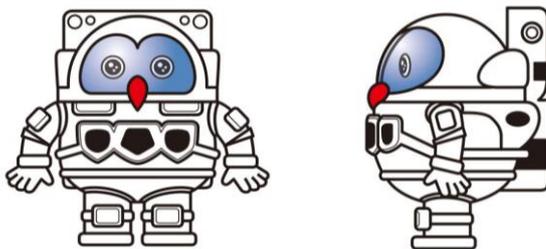
## つくば市イメージキャラクターフックン船長デザイン使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、つくば市以外の者がつくば市イメージキャラクターフックン船長のデザインを使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(フックン船長のデザイン)

第2条 つくば市イメージキャラクターフックン船長のデザイン（以下「フックン船長」という。）には、次の基本デザイン及び別に定める展開デザイン（以下「既存デザイン」という。）並びに既存デザインを市長の許諾を得て使用許諾を受けた者（以下「使用者」という。）が改変したデザイン（以下「改変デザイン」という。）がある。



(フックン船長に関する権利)

第3条 フックン船長に関する一切の権利は、つくば市（以下「市」という。）に属する。

（使用の申込み）

第4条 フックン船長を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許諾を得なければならない。

2 前項の許諾を得ようとする者は、既存デザインを使用しようとするときはフックン船長（既存デザイン）使用申込書（様式第1号）に次に掲げるものを添えて、改変デザインを使用しようとするときはフックン船長（改変デザイン）使用申込書（様式第2号）に次に掲げるものを添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等、申込者の事業内容が分かるもの
- (2) 完成品のイメージ図等、使用状況が分かるもの
- (3) 既存デザインを改変して使用しようとするときは、改変デザインが分かるもの
- (4) その他市長が必要と認めるもの

（使用の許諾等）

第5条 市長は、前条第2項の規定による申込書の提出があった場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当するときを除き、使用の許諾（以下「使用許諾」という。）をするものとする。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反するとき又は反するおそれがあるとき。
- (2) 政治、宗教、思想等の活動に使用するとき又は使用するおそれがあるとき。
- (3) 市の信用、品位、イメージ等を損なうとき又は損なうおそれがあるとき。
- (4) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用するとき又は使用するおそれがあるとき。
- (5) 特定の個人若しくは団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与えるとき又は与えるおそれがあるとき。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122

号) の対象となる業種が使用するとき又は使用のおそれがあるとき。

(7) フックン船長のイメージを損なうとき又は損なうおそれがあるとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、これらに準じた使用をするとき又は使用をするおそれがあるとき。

2 市長は、使用許諾をしたときは、次の各号に掲げる使用の種別ごとに、当該各号に定める通知書により、申込者に通知するものとする。

(1) 既存デザインの使用 フックン船長（既存デザイン）使用許諾通知書（様式第3号）

(2) 改変デザインの使用 フックン船長（改変デザイン）使用許諾通知書（様式第4号）

(3) 既存デザインの商品等への使用 フックン船長（既存デザイン）商品等使用許諾通知書（様式第5号）

(4) 改変デザインの商品等への使用 フックン船長（改変デザイン）商品等使用許諾通知書（様式第6号）

3 市長は、使用許諾をしないときは、フックン船長使用不許諾通知書（様式第7号）により、申込者に通知するものとする。

（使用許諾期間）

第6条 フックン船長の使用許諾期間は、使用許諾の日から起算して2年間を限度とする。

（使用許諾の更新）

第7条 フックン船長の使用許諾は、更新することができる。

2 第4条及び第5条の規定は、フックン船長の使用許諾の更新について準用する。

（使用料）

第8条 フックン船長の使用料は、その使用の目的が次の各号のいずれかに該当すると市長が認めるときは無料とする。

(1) 市が後援又は協力するもの

- (2) 市又は筑波研究学園都市のPRに資するもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、これらに準じたもの  
(使用上の遵守事項)

第9条 使用者は、フックン船長の使用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許諾を受けた権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (2) フックン船長の色、形状、配色及び縦横比率等を正しく使用すること。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。
- (3) 原則としてフックン船長の下に「つくば市イメージキャラクターフックン船長」と表記を付すること。
- (4) 使用許諾を受けた用途にのみ使用すること。
- (5) 商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等、つくば市イメージキャラクターフックン船長に関する自己の権利を新たに設定又は登録しないこと。
- (6) 商品等へ使用する場合は、商品等及び使用者について、市の推奨を表すものではないことを当該商品等又は当該使用者のホームページ等で明らかにすること。
- (7) 商品等へ使用する場合は、四半期ごとに、フックン船長使用商品等販売状況報告書（様式第8号）を提出すること。
- (8) フックン船長の改変デザインを使用しようとするときは、改変デザインのデータを市に提出するとともに、当該データを市が無償で使用することを承諾すること。
- (9) 商標法による商標登録、意匠法による意匠登録等、改変デザインに関する自己の権利を新たに設定又は登録しないこと。
- (10) 改変デザインについて、市が商標法による商標登録、意匠法による意匠登録

等，当該改変デザインに関する市の権利を設定することを承諾すること。

(11) 市に対し，無償で改変デザインに関するすべての著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。以下「本著作権」という。）を譲渡すること。

(12) 本著作権について，市及び市から正当に権利を取得した第三者に対し，著作権者人格権を行使しないこと。

(13) 使用者と本著作権の著作者又は著作権者が異なる者であるときは，第 8 号から前号までに規定する事項について，市が使用許諾をする日までに，当該著作者又は著作権者の同意を得ること。

(14) 前各号に掲げるもののほか，市長が特に付した条件に従って使用すること。

（許諾内容の変更）

第 10 条 使用者は，使用許諾をされた内容を変更しようとするときは，フックン船長使用変更許諾申込書（様式第 9 号）を提出し，市長の許諾を得なければならない。

2 市長は，前項の変更の許諾をするときは，フックン船長使用変更許諾通知書（様式第 10 号）により，申込者に通知するものとする。

3 市長は，第 1 項の変更の許諾をしないときは，フックン船長使用変更不許諾通知書（様式第 11 号）により，申込者に通知するものとする。

（許諾の取消し）

第 11 条 市長は，使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは，フックン船長の使用許諾を取り消すとともに，使用者に対し，使用物件の回収等の措置を請求できるものとする。この場合において，使用者に損害が生じても市はその責めを負わない。

(1) この要綱の規定に違反したとき又は違反することが判明したとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により許諾を得たとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか，市長が使用を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により使用許諾を取り消したときは、フックン船長使用許諾取消通知書（様式第 12 号）により、使用許諾を取り消された者に通知するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定により使用許諾を取り消された者に対し、以後の使用許諾をしない。

（損失補償等の責任）

第 1 2 条 市は、フックン船長の使用許諾をしたことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、フックン船長の使用物件の瑕疵により第三者に対して損害を与えた場合は、使用者の責任において処理するものとし、市はそれに関与しないものとする。

（取扱いの例外）

第 1 3 条 市長は、つくば市以外の者がフックン船長を使用する場合にこの要綱の規定により難しいときは、本要綱を基本に別の取扱いをすることができる。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。